

研究報告

王欽彦報告のコメント

本 間 靖 規

1 王報告の意義

ただいまの王報告は、明文規定なき国際裁判管轄に関する解釈論としての「二重機能説」「類推適用説」「逆推知説」「修正逆推知説」「管轄配分説」の意味を厳密に理解するために、台湾、日本、ドイツの議論を比較しながら検討し、特にドイツにおける二重機能説と類推適用説の違いに着目して自説の展開を試みたもので、非常に意欲的な報告であったと考える。また国際裁判管轄に関する議論の緻密化を図る姿勢に敬意を表したい。さらにドイツの議論を詳しく紹介してくれたため、その理解を深めることができたことも王報告を有難く感じた点である。かつて、だいぶ以前の話であるが、つまり私がドイツに最初に留学した1983年当時のことであるが、私の世話役であったハープシャイト教授が授業の中で、財産所在地の土地管轄を国際裁判管轄として用いることの不当を説明するのに、外国人がドイツに滞在してホテルに彼の帽子を忘れてきただけでドイツの裁判所に財産所在地として国際裁判管轄が生じることが果たして妥当かという問題設定をしていたのを思い出す。このような問題設定が例として適切かは、問題となりうるように思われるが、その当時は、あまり深く考えることもできず、逆に言えば他の規定は国際裁判管轄にも使えるのかな程度の勉強に止まっていた。なお財産所在地を管轄原因とするZPO23条に関して、現在では、ブリュッセルIで過剰管轄の禁止の対象となっているところであることはいうまでもない。

2 議論の意味

二重機能説を類推適用説と区別することの意味が問われるように思われる。王報告の中で、Coester/Waltjen教授の引用があり、そこでは「結論に

差をもたらさないある論争」とあるが、結論に差をもたらさないのであれば、何故そのような議論をするのかが問題となるように思われる。単に説明の違いだけの問題であり、具体的な事案の解決のためになんらの違いにもつながらないのになぜこれだけの議論をするのかが逆に興味をそそる。すなわちこの議論には、実際問題の解決とは別の意味で理論的、体系的な重要性があるのではないか、それが基準設定の活発な議論につながっているのではないかと推測されるが、そのあたりについて、実際のところはどうか、王教授のお考えがあればお聞かせいただきたい。

日本においては、かつて逆推知説に対して特段の事情を加味した幅の持たせ方が必要との観点から修正逆推知説が登場したように、法の欠缺の否定という意味での二重機能説といっても解釈の幅を持たせる、つまり修正の必要がある場合があって、これを意識した場合には、幅のある解釈を可能にする説明が要求される。類推適用とか推認とかで説明する見解はそのことを意識しているのかが私として気になるところであるが、王教授のお考えはどうであろうか。

3 王報告の結論

王教授は、国際裁判管轄の問題は、どの国に当該事件の管轄があると考ええるかの問題ではなく、当該国の裁判所に当該事件の国際裁判管轄があるかの問題と捉えるべきとする。そのうえで民訴法の管轄規定の中には、涉外事件を考慮した条文がある以上、涉外事件に対する内国裁判所の審判権限の有無を全く考慮していなかったというのは難しく、少なくともこれを意識して規定されたものについては、二重機能を持つと考え、他の裁判籍規定については法の欠缺があるとすべきとする。国際裁判管轄についての規律の明確性を確保するという観点から説得力のある議論である。しかし、それでもなお、涉外事件を意識して規定したものについて、二重機能「的」という表現をしているのは、二重機能+類推適用という幅を考えてのことであろうか。それとも二重機能は Geimer 流の厳格解釈の対象で、他の類推適用の対象は、幅のある解釈を想定しているのであろうか。すなわち、明文規定のある場合（二重機能）とない場合（類推適用）の解釈をする場合の差を設けるのかそうでないのかの問題があるように思われる。言葉を

換えていえば、台湾においては、日本でいう特段の事情という議論があるのかどうか、あるとすれば二重機能説を採る場合にもこれが作用するものなのかどうか、また冒頭のドイツの例のように過剰管轄が生じる規定はないのか、その調整はどのように行うのかなどが知りたいところである。さらに国際的重複起訴や *forum non convenience* の理論との関係はどのように議論されているのか等性質論から波及する諸問題を台湾においてはどのように議論しているのかなど、王報告から刺激を受けて興味がそられる分野が多く存在する。

以上、雑駁な質問ばかりのコメントになってしまったが、若干でも議論を深めるきっかけになれば幸いである。

[追記] 本コメントは王教授の台北における報告に対するものである。王教授の本誌の論考はこれにさらなる考察を加えているが、本コメントは本誌完成版に対するものではないことをお断りしておきたい。